

## 特定機械等の定期的な性能検査の受検について

一定能力以上のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラの使用については、労働安全衛生法において検査証の有効期間が設けられており、有効期間を更新するためには、その度ごとに、登録性能検査機関が実施する性能検査を受ける必要があります。

今回、新たに設置された〔ボイラー・第一種圧力容器・クレーン・移動式クレーン・デリック・エレベーター・ゴンドラ〕の検査証の有効期間は〔1年・2年〕となっていますので、有効期間満了日の2ヶ月前から当該満了日までの間に、下記のいずれかの登録性能検査機関が行う性能検査を必ず受検して下さい。

なお、性能検査を受けず、検査証の有効期間を超えて機械等を使用した場合は、労働安全衛生法違反となりますので、ご注意ください。

### ボイラー及び第一種圧力容器

登録性能検査機関名	所在地	電話番号
損害保険ジャパン(株) 西日本ボイラ検査事務所	〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀 1-11-4	(06)6444-1560
(一社) 日本ボイラ協会 中四国検査事務所 (浜田・益田労働基準監督署管内)	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-8 NEXT ビル 3F	(082)221-8478
(一社) 日本ボイラ協会 山陰駐在事務所 (松江・出雲労働基準監督署管内)	〒683-0053 鳥取県米子市明治町 285 - 1 第 8 近宣ビル 5F	(0859)32-4865
(公社) ボイラ・クレーン安全協会 広島事務所	〒732-0819 広島県広島市南区段原山崎 3-2-25	(082)510-0015

### クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラ

登録性能検査機関名	所在地	電話番号
(公社) ボイラ・クレーン安全協会 広島事務所	〒732-0819 広島県広島市南区段原山崎 3-2-25	(082)510-0015
(一社) 日本クレーン協会 山陰検査事務所	〒683-0053 鳥取県米子市明治町 285 - 1 第 8 近宣ビル	(0859)35-4484
シマブункレーン検査(株) 関西事務所(デリック除く)	〒675-0155 兵庫県加古郡播磨町新島 41 番地	(079)435-4348
セイフティエンジニアリング(株) 大阪検査事務所 (エレベーター・ゴンドラのみ)	〒554-0012 大阪府大阪市此花区西九条 4-3-33 浜田ビル 3F	(06)6467-7111

(令和4年7月時点)